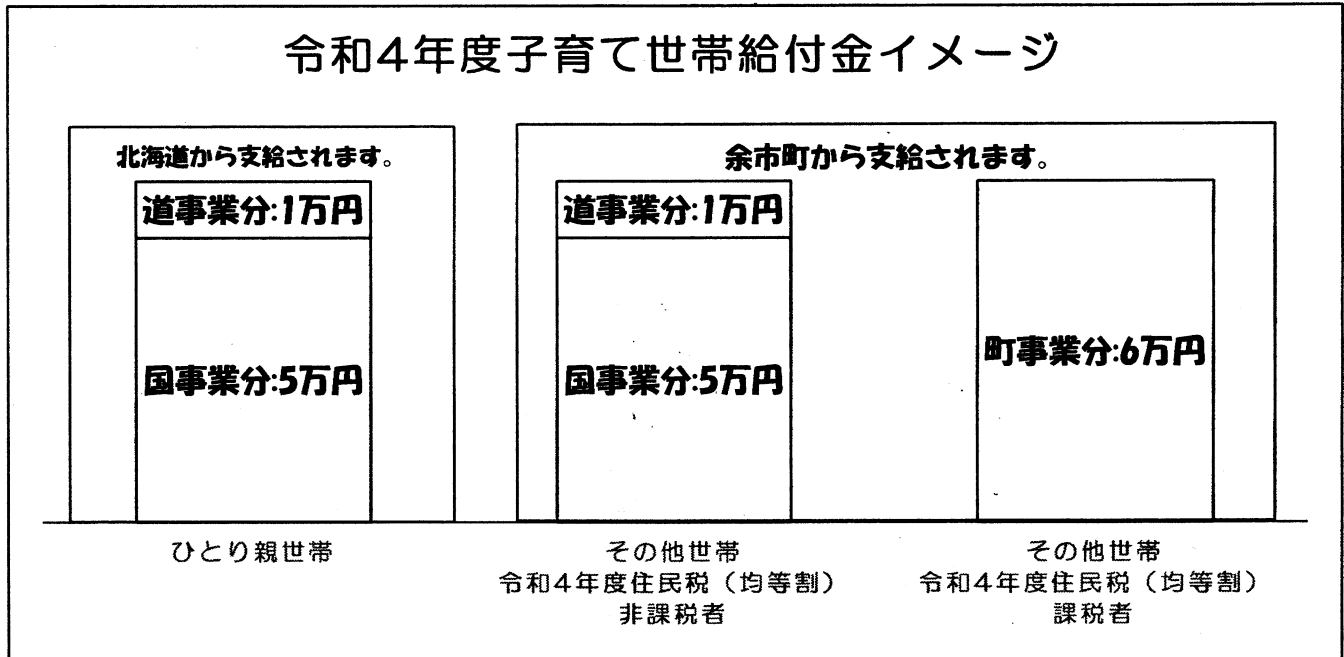


令和4年度子育て世帯に対する給付金についてのお知らせ

町内に住む全ての子育て世帯（養育者）に、対象児童一人につき合計6万円の給付金が支給されます。

●給付金の内容は世帯状況等によって異なりますが、合計額は全ての子育て世帯で対象児童数×6万円です。



●原則申請不要で受け取れますが、一部申請が必要となる方がいます（申請期間は令和5年2月28日まで）

令和4年3月31日時点で18歳（障害児※は20歳）未満の子どもを養育している？

はい

ひとり親世帯？（所得超過による令和4年4月分児童扶養手当全部停止者はいいえ）

はい

いいえ

令和4年4月分の児童扶養手当をもらった？

はい

いいえ

令和4年4月（新生児・新規受給対象児については令和4年5月～令和5年3月のいずれかの月）分の児童手当又は特別児童手当を余市町からもらった？（公務員の方はいいえ）

はい

いいえ

今年度住民税（均等割）が非課税？

はい

いいえ

はい

いいえ

あなたは・・・

申請不要

要申請！

申請不要

申請不要

要申請！

要申請！

※障害児とは「特別児童扶養手当」の支給対象児童です。

●申請不要の方、申請が必要と思われる方の一部には対象児童の世帯主宛に後日案内を送付します。7月末頃までに案内が届いていない支給対象者の方は下記までお問い合わせください。

●お問い合わせ先

余市町民生部子育て・健康推進課子育て推進グループ 0135-21-2122（受付時間：平日 8:45～17:15）

※対象要件・支給時期などの詳細は裏面をご覧ください。

I ひとり親世帯の方

6月30日以降、順次、北海道から合計6万円が支給されます。

●支給対象者・・・以下の①～③のいずれかに該当する方

- ①令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方
- ②公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給が全部停止となっている方（「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。）
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方（家計急変者）

※上記②または③に該当する場合であっても、ひとり親以外世帯（非課税世帯）分の給付金の支給を既に受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。

●受給方法

1. 支給対象者の①に該当する方…申請不要で受け取れます。

※令和4年4月分の児童扶養手当が支給された口座に振り込まれます。

※受給を希望しない場合は、受給拒否届出書を返送してください（対象者に案内が送付されます）。

※児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

2. 支給対象者の②または③に該当する方…令和5年2月28日までに申請が必要です。

※申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに余市町、北海道の窓口に直接または郵送でご提出ください。審査の後、支給要件に該当する方に対して、指定口座に可能な限り速やかに振り込まれます。

II ひとり親以外の世帯の方

7月下旬以降、順次、余市町から合計6万円が支給されます。

●支給対象者・・・以下の①～③のいずれかに該当する方

- ①令和4年4月（令和4年4月1日～令和5年2月28日に出生された児童については、令和4年5月～令和5年3月までのいずれかの月）分の児童手当受給者の方
- ②令和4年4月（新たに受給対象となった児童については、令和4年5月～令和5年3月までのいずれかの月）分の特別児童扶養手当受給者のうち①に該当しない方
- ③高校生世代（令和4年3月31日時点で16歳～18歳未満）の児童のみを養育する方

●受給方法

1. 支給対象者の①（公務員を除く）または②に該当する方…申請不要で受け取れます。

※児童手当・特別児童扶養手当の支給口座に振り込みます。

※受給を希望しない場合は、受給拒否届出書を返送してください（対象者に案内を送付します）。

※児童手当・特別児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

2. 支給対象者の①（公務員の方）及び③に該当する方…令和5年2月28日までに申請が必要です。

※申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに余市町の窓口に直接または郵送でご提出ください。審査の後、支給要件に該当する方に対して、指定口座に可能な限り速やかに振り込みます。

※申請の際、対象児童を養育している証明等が必要です。特に公務員の方は余市町で児童手当を支給していないため、職場から児童手当を受給している証明（所属庁の証明）等の提出をお願いします。

●その他

※ひとり親以外の世帯については、養育者の令和4年度住民税（均等割）が非課税（家計急変者含む）の場合は国事業分5万円及び道独自事業分1万円の合計6万円を、課税の場合は町独自事業分6万円を支給します。支給内容は決定通知にてご確認ください。

※ひとり親世帯分、ひとり親以外世帯（非課税世帯）分、ひとり親世帯（課税世帯）分の給付金は、対象児童1名に対し、重複して受給できません。重複して受給された分については、いずれかの給付金をご返還いただきます。

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください！

例年、役場等を騙る給付金に関する詐欺が発生します。振り込みに際し「口座の暗証番号を聴き取ること」や「銀行印の提出を求めること」、「ATMの操作を指示すること」はありませんのでご注意ください。

★問い合わせ先★

国の事業について：厚生労働省コールセンター 0120-400-903（受付時間：平日9:00～18:00）

道の事業・ひとり親世帯給付金事務について：北海道保健福祉部子ども子育て支援課 011-206-6328（受付時間：平日9:00～17:00）

町の事業・ひとり親世帯以外の給付金支給について：余市町民生部子育て・健康推進課子育て推進グループ 0135-21-2122（受付時間：平日8:45～17:15）